

**一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付け
の説明書**

公 告 日 令和8年1月27日（火）

入札期間 令和8年2月25日（水）から令和8年3月10日（火）まで
（必着）

神奈川県教育局

行政部財務課

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

入札物件 番号	入 札 件 名	台数	一括入札 該当
1	鶴見高等学校ほか22施設	23	○
2	舞岡高等学校ほか5施設	6	○

※ 一括入札該当欄に○印があるものは、複数の施設の自動販売機設置場所の貸付けを一括して入札に付す物件です。

※ 各入札物件の詳細については、別紙1「入札物件一覧表」及び別紙2「案内図及び配置図」を御覧ください。

なお、別紙1「入札物件一覧表」に関する補足事項は、次のとおりです。

- ・ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。
- ・ 回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、財産管理者と落札者間で協議の上決定します。
- ・ 生徒数・職員数は令和7年度時点の人数を財産管理者で算出したもの、利用者数は令和6年度の実績を財産管理者で算出したもの、売上実績は令和6年度の実績を現設置事業者が申告したもので、参考情報です。

※ 予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けることとなります。

※ 物件により入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間等

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- ・ 賃貸借場所の用途は自動販売機設置のためとし、賃貸借契約の更新は認めないこととする。

(3) 自動販売機の設置に係る条件

別紙3「仕様書」のとおり。

(4) 問合せ先等

ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

教育局行政部財務課予算・経理グループ（遠藤宛）

住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 東庁舎7階

電 話：045-210-1111（内線8111）

F A X：045-285-9775

電子メール：e-zaimusidou2@pref.kanagawa.lg.jp

イ 設置場所等に関する問合せ先及び落札後の契約書類の提出先

「入札物件一覧表」の「設置場所の問合せ」欄に記載のとおり。

2 入札に参加することができない（契約を締結できない）者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者。
- (3) 県税を完納していない者。
- (4) 県内に事業所を有しない者。
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者。

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年1月27日（火）から2月9日（月）までの日 **（必着）**

※書留又は簡易書留にて郵送してください。

(2) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	○	○
イ	身分証明（市町村発行のもの）又は住民票		○
ウ	誓約書	○	○
エ	神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書	○	○
オ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
カ	確定申告書（写）		○
キ	神奈川県税納税証明書	○	○
ク	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※ イ、オ及びキについては、発行後3ヶ月以内の原本とする。

※ キについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用）において、次の内容を記載されていること。ただし、入札参加申請期間中に納期限が未到来の課税がある場合は、証明する事項は滞納がないこととする。

- ・税目：県税
- ・証明する事項：上記の税目につき未納の徴収金がないこと。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を1(4)アに記載の提出先に書留又は簡易書留にて郵送してください。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年1月27日（火）から2月9日（月）までの日の午前8時30分から午後5時までの間（**必着**）

(2) 提出方法

質問書（神奈川県所定様式）を1(4)アに記載の提出先に、電子メール、郵送又はFAXでの送付とします。

(3) 回答方法

ホームページでまとめて回答します。

質問書の受付期間内に、質問がなかった場合はホームページへ質問及び回答を掲載しません。

(4) 回答期限

令和8年2月20日（金）

6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月20日（金）までに、申請者あて結果を書面にて通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札期間及び提出書類

上記6で入札参加資格の通知を確認後に、入札をする場合は、入札期間内に「1 入札に付する事項(4) 問合せ先等」の「ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先」に以下の書類を書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

入札期間：令和8年2月25日（水）から令和8年3月10日（火）まで（**必着**）

提出書類	説明
入札書	提出の際は、 <u>中封筒に封入して郵送してください。</u>
競争参加資格確認通知書の写し	上記6 入札参加資格の確認等で申請者あて結果の通知した書面の写しを郵送してください。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、**当該一括入札に付した全ての自動販売機の賃貸借全期間（3年間）の総額**とします。

なお、別紙1 入札物件一覧表の「貸付区分」欄を参照し、土地については、消費税及び地方消費税が非課税（土地の貸付け）となり、建物については、課税対象と

なります。このため、課税対象物件については税込みで、非課税物件については税抜きで見積もり、見積もった合計金額（＝契約希望金額）を記載してください。県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

※入札金額＝3年分の課税物件の額の合計（税込み）＋3年分の非課税物件の額（＝契約希望金額）

(2) 入札保証金

免除

(3) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することとはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

9 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期間内にご郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立合いは不要です。

開札日時 令和8年3月12日（木）

物件番号1：9時00分

物件番号2：9時10分

開札場所 県庁東庁舎 7階 財務課

10 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加することができない者がした入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札

ウ 中封筒に封入されていない入札書を提出した入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

カ 記名を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 入札書の金額の最初の数字の前に「¥」又は「金」の記入がないとき

ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

ケ その他入札に関する条例に違反した入札

11 落札者の決定方法

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きの方法については、本説明書8ページをご確認ください。

- (3) なお、複数物件に係る一括入札の落札者は、落札後速やかに、落札額の内訳書（1施設ごと。）を提出していただきます。

12 再度の入札

再度の入札は行いません。

13 入札結果の公表

- (1) 一般競争入札に付した結果、落札者が決定した場合は、速やかに県ホームページに以下の内容を公表します。
- ア 対象施設
 - イ 自動販売機台数
 - ウ 落札者（法人の場合は落札者名を公開し、個人の場合は個人名を非公開とする。）
 - エ 落札金額
 - オ 貸付料総額（及び年額）
 - カ 入札参加者数
 - キ 問合せ先
- (2) ただし、入札が不調となった場合は、参加者（法人の場合は法人名、個人の場合は個人名）、入札額の公表は行いません。

14 契約

- (1) 契約書（案）は別紙4のとおり。
- (2) 落札者は、県側で作成した契約書を受領の上、別紙1「入札物件一覧表」の該当欄及び別紙2「案内図及び配置図」の記載を参照の上、記名押印し、県が別に指定する期日までに提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

15 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更となる場合にあつては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に相当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。
- (3) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。

封筒の記載例

封筒の宛名記載例 (表面) 入札参加申請

The diagram shows a rectangular envelope with a blue border. On the left side, there is a vertical label '簡易書留' (Easy Mail Order) with a blue arrow pointing to the envelope. At the top left, there is a box labeled '切手' (Postage). To the right of the '切手' box, there is a row of eight boxes containing the numbers '2', '3', '1', '8', '5', '8', '8'. Above the first three boxes is a small '〒' symbol. To the right of the numbers, there is a blue line connecting the '1' box to the '8' box. On the right side of the envelope, there is a vertical label '入札参加申請書' (Bidding Participation Application Form) with a blue arrow pointing to the envelope. Inside the envelope, the address is written vertically from right to left: '横浜市中区日本大通 1' (Yokohama City, Naka-ku, Nipponbashi 1), '神奈川県教育局財務課' (Kanagawa Prefectural Board of Education, Finance Section), '予算・経理グループ (遠藤)' (Budget & Accounting Group (Endo)), and '宛' (To). At the bottom left of the envelope, there is a vertical label '入札参加申請書在中' (Bidding Participation Application Form is inside).

簡易書留

切手

〒 2 3 1 8 5 8 8

横浜市中区日本大通 1

神奈川県教育局財務課

予算・経理グループ (遠藤)

宛

入札参加申請書

入札参加申請書在中

※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)

切手

〒

2	3	1	8	5	8	8
---	---	---	---	---	---	---

横浜市中央区日本大通1

神奈川県教育局財務課

予算・経理グループ（遠藤）

宛

書留／簡易書留

入札書在中

入札書

①に②を入れる。

①に③を入れる。

氏名・住所（ゴム印・スタンプ可）

一般競争入札による自動販売機の
設置場所の貸付け
（令和8年1月27日付け公告分）
物件番号 ●

③・競争参加資格確認通知書
（写し）

※①外封筒には、②中封筒、③競争参加資格確認通知書の写しを入れてください。

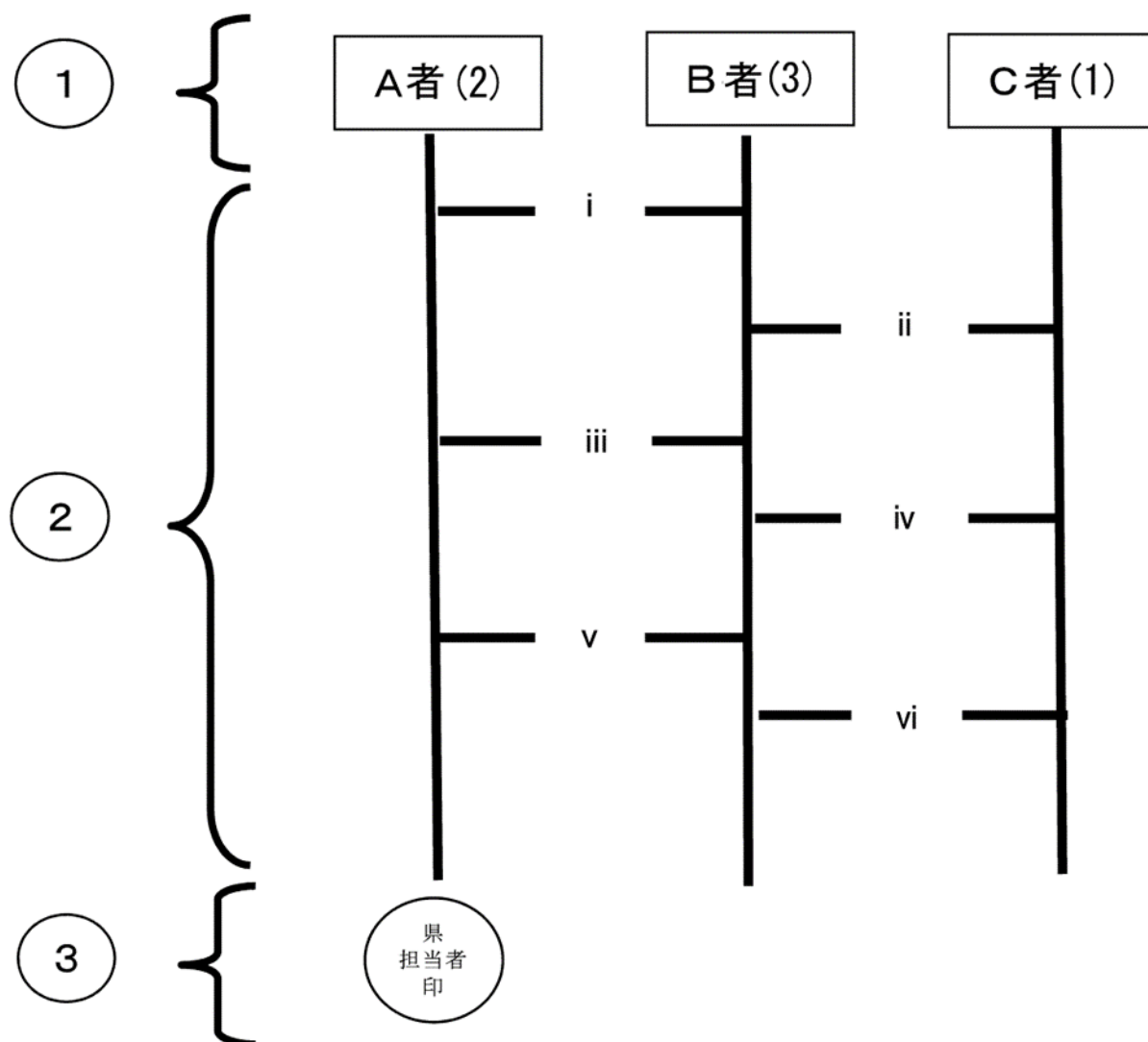
※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

くじ引きの方法について

例) 3者同価の場合



- ① 上記例で、A者からC者の並びは入札書の提出が早い順に左から右へ並べます。
- ② くじ引きに参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数とします（上記例では6本）。この線は、上記例のように1本目がA者とB者の間（i）、2本目がB者とC者の間（ii）、3本目以降も同じ順番〔（iii）～（vi）〕で上から下へ交互に引いていきます。
- ③ 上記例のとおり、県の担当者印の押印箇所（常に左の縦線下端）を引いた者を契約候補者とします。上記例ではA者です。